

テロ等組織犯罪準備罪（いわゆる「共謀罪」）創設に反対する会長声明

群馬弁護士会会長 小此木 清

- 1 政府は、平成29年1月20日に召集された第193回通常国会において、国連越境組織犯罪防止条約の批准のために必要であるとして、組織犯罪処罰法に「テロ等組織犯罪準備罪」を新設する法案を提出すると説明している。そしてその構成要件について、犯罪行為を目的とする集団に犯罪主体を限定し、かつ、犯罪の遂行を二人以上で計画しただけでは処罰せず、犯罪の実行のための準備行為が行われたときに処罰する旨の限定を付する方針であるという。
- 2 しかし、「テロ等組織犯罪準備罪」の新設は、国連越境組織犯罪防止条約の批准のために必要ではなく、現行の法制度においても批准することが可能である。
- 3 また、抽象的に説明されている犯罪主体の限定、処罰条件の限定を創設しても、以下に述べるとおり、いわゆる共謀罪法案に見られた問題は全く解消されていない。
 - (1) まず、犯罪主体の限定について、「組織的犯罪集団」と規定しただけであり、平穏な市民団体等が処罰対象から外されていないので、恣意的な認定がなされるおそれがある。したがって、何らの歯止めにもならない。最高裁平成27年9月15日決定は、単なる民間会社として経済活動を行っていた団体であっても、ある時点から、組織犯罪処罰法上の組織的詐欺を行う団体と評価されることを正面から肯定している。そうであれば、「犯罪の遂行を二人以上で計画した」場合、その計画を行った者が所属している団体については、その計画時点から「組織的犯罪集団」と解釈されると言わざるを得ない。したがって、「組織的犯罪集団」との規定を創設しても、平穏な市民団体等でもその処罰対象から除外されず、問題点の克服にはならない。
 - (2) 次に、処罰条件の限定について「準備行為」が明記されたとしても、やはりこれまで当会が指摘してきた懸念は解消されない。新設する「テロ等組織犯罪準備罪」にいう準備行為は、刑法に規定された「予備行為」と文言上使い分けがなされている。したがって、「準備行為」は、予備行為（犯罪の実現を可能又は容易にする行為。例えば、毒薬を購入する行為。）とは異なる新たな概念と考えざるを得ない。「準備行為」という予備行為よりも更に法益侵害の危険性のない、若しくは限りなく小さい行為類型（例えば、毒薬を購入するために預金を引き出す行為）を処罰条件として新設すると、その適用範囲は、極めて不明確なものになるというほかない。結局、いか

なる行為であっても準備行為に該当してしまう可能性を排斥できず、どのような行為をすれば処罰されるかを明確にすべきとの罪刑法定主義に反し、広く一般国民の行動を委縮させる問題は全く解消されていない。

- 4 以上述べたとおり、当会は、「テロ等組織犯罪準備罪」において犯罪主体を限定し、準備行為という処罰条件の限定を創設したとしても、恣意的な捜査による平穏な市民生活に対する不当な介入を許容することになり、従来の共謀罪法案と同様の人権侵害の危険性が変わらず存在することを指摘するとともに、「テロ等組織犯罪準備罪」を新設するための法案提出に反対する。

2017年2月17日